

青森県報

号外第五十二号

令和八年
四月二十二日
(水曜日)

目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定……………(同) ……一
- 家畜伝染病のまん延を防止する規制……………(同) ……二
- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定……………(同) ……二

告示

青森県告示第二百八十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	採卵鶏	疑似患者	十	東北町	令和八・四・三

青森県告示第二百八十八号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

1 移動の禁止区域

上北郡東北町字高森山

上北郡七戸町字字道坂、字森ノ上

上北郡野辺地町字新田、字中屋敷、字松ノ木平、字中与田川、字一ノ渡

2 移出の禁止区域

上北郡七戸町字字道坂、字森ノ上

上北郡野辺地町字赤坂、字有戸鳥井平、字家ノ上、字石神裏、字大平下、字大月平、字大谷地東沢、字蟹田、字上河渡頭、字上小中野、字上御手洗瀬、字観音林後、字観音林前田、字観音林脇、字切明、字久田、字笹館、字柴崎、字下小中野、字下坂、字下前田、字下松ノ木平、字下御手洗瀬、字下与田川、字白岩、字白岩向、字新町裏、字十文字、字陣場川原、字助佐小路、字雑吉沢、字田名部道、字種川、字田狭沢、字田端、字タラノ木、字槻ノ木、字寺ノ沢、字鳥井平、字中小中野、字中道、字中渡、字鳴沢、字二本木、字二本木向、字前平、字野辺地、字八ノ木谷地、字浜掛、字干草橋、字枇杷野、字船橋、字古明前、字坊ノ塚、字前田、字前平、字馬門、字馬門道、字松ノ木、字与田川尻、字米内沢、字二十平、字洞内、字上川原、字昼場、字春木場沢、字木明、字明前、字地続山、字湯沢、字下河渡頭

東津軽郡平内町大字外童子字平畑、大字狩場沢字浜懸、大字狩場沢字堀差

青森県告示第百八十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 規制の区域

上北郡東北町字高森山

上北郡七戸町字道坂、字森ノ上

上北郡野辺地町字新田、字中屋敷、字松ノ木平、字中与田川、字一ノ渡

二 規制の期間

令和八年四月二十二日付け青森県告示第百八十八号により指定家畜等の移動の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止

2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うことへの禁止

3 ふ卵をすることへの禁止

青森県告示第百九十号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

1 移動の禁止区域

十和田市大字米田字雨沼、藤崎町常盤字富田

2 移出の禁止区域

十和田市大字米田字雨沼、藤崎町常盤字富田

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭